

CA1618

米国の図書館界と SNS 検閲

1. はじめに

図書館資料そのものに対する検閲よりも、インターネット上での未成年者のアクセスを制限しようとする動きが拡大している。未成年利用者を対象としたインターネット上での検閲やフィルターソフト等による制限を法制化しようとする動きが、1996年のCPPA (Child Pornography Prevention Act, Pub.L. No.104-208)以降、COPA (Child Online Protection Act, Pub.L.No.105-277), CIPA (Children's Internet Protection Act, Pub.L.No.106-554)⁽¹⁾など、活発化している (CA1473, CA1572 参照)。合衆国憲法で保障されている「個人の知る自由」を制限しようとする動きは、こと未成年者を対象とする場合には「子どもにとって有害である」という理由によって妥当なものとして判断されるようである。2006年7月に下院を通過したDOPA (Deleting Online Predators Act; H.R.5319)⁽²⁾は子どもが学校や図書館からソーシャル・ネットワーキング・サイト (Social Networking Sites; SNS) にアクセスすることを制限する法律案である。2006年9月には上院にも上程の動きがあったが、おそらく中間選挙をにらみ今議会には上程されなかった。しかし選挙後の2007年1月にも名称を変更し、ほぼ同一内容の法案が提出される可能性が高いと米国図書館協会 (ALA) ではみており、評議員や会員に地元上院議員に法案提出をさせないように政治的圧力をかけるようによびかけている。

DOPAはNCIPA (Neighborhood Children's Internet Protection Act) に準拠してE-レート (E073 参照) を利用して、提供している公共図書館や学校に対して、未成年者が双方向で情報を利用できるサイトへのアクセスを制限することを求めている。ALAのヤングアダルト図書館サービス協会 (YALSA) によると、このなかにはインスタント・メッセージやWiki、ブログなどの利用などのみならず Amazon.com や連邦政府自身が提供している行政情報等も含まれる。

SNSとはインターネットを利用しての電子掲示板やニュース提供など、時間や場所をとわず、不特定多数の人々が議論をかわすことを可能とする限定的な公共の場である。SNSあるいはOnline Social Networkingとよばれるこれらのサイト群は、個人あるいは団体が発信する情報の場で双方向に交流を可能にする。米国では多くの10代の若者たち、あるいはヤングアダルト (YA) さらにはミレニアム世代とよばれる若者たちがSNSを利用している。近年、図書館においては、これら12歳から20歳ぐらいまでの年齢層の利用が、他の年齢層に比べ増加している。不読者層が多いとき

れるこの世代に対し、図書館は読書の推進に加え、識字活動や図書館を基盤とした社会参加活動の推進など、力を入れている。インターネットの普及とともに成長してきた世代であり、iPodや携帯電話利用と読書時間が生活時間のなかで、ほぼ同じ割合となっている世代でもある。

ただ、SNSには日本の出会い系サイトと似ている側面がある。個人情報の掲示による不特定多数との接触によって犯罪にまきこまれるケースがある。SNSの利用の中心を10代であると考えた人々や政治家などは、SNSを通じて不特定多数の人々と出会う可能性が高く犯罪にまきこまれる危険性が高いと考えている。YAたちは自分自身のスケジュール管理やFlickr⁽³⁾などを利用した顔写真の掲載などきわめて個人情報が多いSNSを利用しており、個人のSNS経由で有害情報にアクセスする可能性が高いとみられているのである。このDOPA法案は、10代にとって有害情報や犯罪の温床となるとして、未成年者特にYAを保護するためにSNSの規制を法制化しようとするものである。CIPAがフィルターソフト利用を求めたのとよく似ている。

2. SNS と図書館

米国のヤングアダルトたちが頻繁に利用しているSNSは“MySpace”であり、自分のスケジュール管理や友人との連絡などもここを基点としている。図書館側もSNSを利用して、図書館をあまり利用しないYAをひきつけようとしている。

MySpace⁽⁴⁾以外にもFlickr, del.icio.us⁽⁵⁾などのサービスや、ブログ、Podcast、Wikiなどの技術を利用して図書館情報を提供し、図書館という場をつくりだそうとしている。YAたちは図書館という施設にはなかなかやっつこないが、インターネットを通じて図書館の機能を利用する。そういう形で図書館利用をするYAたちを主なターゲットとして、図書館側はSNS上に図書館サイトを形成し、文字情報のみならず動画や音声情報をも提供する。物理的な図書館の建物はないが、多様な情報を提供しているという。ホームページという形式のため、多様な電子形態での情報提供が可能であり、図書館側からの一方的な情報提供だけでなく、図書館と利用者間、そして利用者との間での情報交流の場も提供しているのである。SNS上で図書館資料の情報のみならず、こういったコミュニケーションの場を提供している図書館は急速に増加している⁽⁶⁾。

例えば、YAたちに役立つサイトに検索エンジンより早くアクセスできるようなリンク集を準備している図書館もある。YAたちは有効なサイトを効果的にアクセスするために図書館を利用する。図書館側は、検索エンジンを使う前に利用すると便利なリンク集を、あらかじめ準備しておく⁽⁷⁾。こうすることでYAたち

は図書館をゲートウェイにして情報を入手するのである。

さらに日本とは違い、本を読まない・図書館へこない YA 向けに、SNS 上の図書館から電子図書を提供している。図書館サイトにアクセスして、あらかじめ登録しておいた図書館カードの ID とパスワードを入力して、ネット上から一定期間ダウンロードする。読む電子図書もあれば、聴く電子図書 (CA1595 参照) もある。どちらの機能をも兼ね備えた電子図書もある。そういった資料をネット上で貸出するのである。貸出期間が過ぎると自動的に電子図書は消滅する。わざわざ図書館まで返却にこなくてもよい。

『電子図書館の神話』でパーゾールが論じているように (CA1580 参照)、公共空間である「場所としての図書館」について議論するのであれば、その集会室の利用や展示スペースは、表現の自由を保障する場となる。つまり、資料提供を中心とする考え方からすると、図書館建築という「場所としての図書館」での貸出や閲覧活動、あるいはやや古いイメージとしての電子図書館での情報提供における知的自由の保障という議論になるだろう。だが、図書館は人々の思想のひろばであり交流の場であると考えるのであれば、SNS 上での図書館も図書館なのである。SNS 上の図書館は資料提供の場所であり、展示スペースであり、集会室である。したがって、図書館がインターネット上で場所を提供するのであれば、図書館としての知的自由が保障されなければならない。だが、DOPA 法案はその図書館の知的自由を侵害する法律となり得る。

3. DOPA と ALA

そのため DOPA 法案に対し図書館側は警戒感を強めている。知的自由の擁護者を自認する ALA では、DOPA 法案に関して反対声明をだしている。2006 年 7 月 27 日付けで上院議員たちにあてて手紙をだし、次の 5 つの理由から反対を表明している⁽⁸⁾。

- (1) DOPA 法案の文言が過度に広範で、かつ不明確である。したがって図書館サイトを含む多くの有益な情報サイトをもブロックしてしまうことになる。
- (2) DOPA 法案は、双方向で活用できるインターネットソフトの有益な面を無視している。多様な協力体制をつくりあげ、若者たちの社会参加の場を限定してしまうことになる。
- (3) ネットへのアクセスを阻害するのではなく、教育でインターネットを安全に活用することを学ばせるべきである。学校や図書館で教師や司書は子どもたちに情報リテラシー技術を学んでもらう環境を整備している。
- (4) 連邦レベルではなく、地域レベルで問題解決をはかるべきである。それは E レートを受容するために CIPA ですでにきめられており、さらに重なる内容となる。

- (5) 公共アクセスをもっとも求めている地域で制限をかけることになる。E レートによりユニバーサルサービス・プログラムを受けている学校や図書館に制限を強いることにあり、つまり家庭でインターネットにアクセスできない個人に制限をすることになる。

ALA はインターネット「有害」情報から未成年者を「保護」する目的で法律を制定することに、一貫して反対姿勢をとっている。技術的に完全に「有害情報」をブロックできるわけではないことを熟知しているとともに、「有害」という定義があいまいな状況下では、むしろ、個人の知る自由の権利を侵害する情報統制になる危険性のほうが大きいからである。

(獨協大学経済学部経営学科：井上靖代)

- (1) ALA Office for Intellectual Freedom. “CPPA, COPA, CIPA: Which Is Which?”. (online), available from <<http://www.ala.org/ala/oif/ifissues/issuesrelatedlinks/cppacopacipa.htm#CPPA>>, (accessed 2006-11-1).
- (2) ALA Washington Office. DOPA. (online), available from <<http://www.ala.org/ala/washoff/WOissues/techinttele/dopa/DOPA.htm>>, (accessed 2006-11-1). Young Adult Library Services Association. DOPA. (online), available from <<http://teentechweek.wikispaces.com/DOPA>>, (accessed 2006-11-8). YALSA Podcast by Yalsa. (online), available from <<http://www.pod-serve.com/pocasts/show/yalsa-podcasts>>, (accessed 2006-11-8). YALSA. DOPA Information Packet: A Resource for Librarians & Library Workers. (online), available from <<http://www.ala.org/yalsa>>, (accessed 2006-11-8). YALSA. Teens & Social Networking in School & Public Libraries: A Toolkit for Librarians & Library Workers. (online), available from <<http://www.ala.org/ala/yalsa/profdev/SocialNetworkingToolkit.pdf>>, (accessed 2006-11-8).
- (3) Flickr. (online), available from <<http://www.flickr.com>>, (accessed 2006-11-8).
- (4) MySpace. (online), available from <<http://www.myspace.com>>, (accessed 2006-11-8).
- (5) del.icio.us. (online), available from <<http://www.del.icio.us>>, (accessed 2006-11-8).
- (6) YALSA--SNS 上で提供している図書館リストは以下のサイトでアクセスできる。 YALSA. Online Social Networking. (online), available from <<http://teentechweek.wikispaces.com/Online+Social+Networking>>, (accessed 2006-11-8). Libraries on MySpace. (online), available from <<http://groups.myspace.com/myspacelibraries>>, (accessed 2006-11-8).
- (7) YALSA., *op. cit.* (2) 上記は安全な SNS 利用方法をヤングアダルトに教えるべきだとして、SNS とヤングアダルト向け図書館活動について、ALA/YALSA が刊行している資料である。また同様の趣旨で連邦政府でも資料を提供している。 Federal Trade Commission. Social Networking Sites: Safety Tips for Tweens and Teens. (online), available from <<http://www.ftc.gov/bcp/edu/pubs/consumer/tech/tec14.htm>>, (accessed 2006-11-8).
- (8) ALA がだした反対声明は以下のサイトで入手できる。 American Library Association. Re: Opposition to H.R.5319, the Deleting Online Predators Act

(DOPA). (電子メール), To: United States Senate, <<http://www.ala.org/ala/washoff/WOissues/techinttele/dopa/SenateLetter.pdf>>, (accessed 2006-11-29).

CA1619 XXXXXXXXXX 米国の公共図書館における成人リテラシー 支援プログラムの現状と課題

1. はじめに

近年、情報通信技術の進展によって、公共図書館においても、地域住民の情報リテラシー習得支援が図書館サービスの重要な柱とも言われている⁽¹⁾。米国の公共図書館では、その情報リテラシーの基礎となる英語の読み・書き・算の能力であるリテラシー(literacy)の習得支援が重要なサービスとされ、実践されてきた⁽²⁾⁽³⁾。今日、リテラシーという場合、それは単に文字の読み書きができるという技術的な能力ではなく、成人が実生活を営むのに最低限必要な読み書き能力、つまり機能的リテラシーという考え方に依拠している。すなわち、公共図書館による成人の英語のリテラシー習得支援は、人々が地域社会で生活を円滑に営むことの支援に直結している。以下、公共図書館における成人の英語のリテラシー習得支援サービスの現状及び問題点について見ていくことにする。

2. 米国における移民と図書館サービス

多民族国家である米国は、多様な人種・民族で構成されており、公共図書館においても多様な言語・文化に対応したサービス(多言語に対応したコレクション構築等)が必要とされる。アフリカ系、ヒスパニック系、アジア系移民は、総じて英語のリテラシーが低い、あるいは全く英語の読み書きができない状態にある。そのため、公共図書館の成人向けリテラシー支援は、移民等のマイノリティと呼ばれる集団に対する英語のリテラシー習得支援が中心となる⁽⁴⁾。

英語のリテラシーの欠如が重大な問題とされているのは、単に読み書きができないだけにとどまらず、就職の際の障害となったり、地域コミュニティからの疎外等を生み出しているからである。例えば、フィッシャー(Karen E. Fisher)等によるニューヨーク市クイーンズ区公共図書館における移民向けリテラシー支援プログラムのアウトカム(outcome)調査では、プログラム参加者のアウトカムとして、彼等の(友人や近所の人々との交流等による)社会的ネットワークの拡大が挙げられている⁽⁵⁾⁽⁶⁾。すなわち、移民の人々は、ESL(English as a Second Language)クラス等に参加し、リテラシー技能を高める中で、他の参加者や図書館員との人的交流によって副次的に様々な恩恵(自尊心の高まり等)を受けていた。逆に言えば、リテラシーの欠如によって、移民の人々は、移民コミュニティ外の他者との交流をほとんど持たない、地域

コミュニティから孤立した状態に陥ってしまう。それゆえ、公共図書館による成人のリテラシー支援は、移民等の人々が日常生活を送る上で非常に重要なサービスとして位置づけられる。

3. 米国の公共図書館における成人リテラシー支援の現状

1996年に、ウォレス財団(Wallace Foundation: WF)は、図書館主体の成人向けリテラシー支援プログラムを支援するためにLILAA(Literacy in Libraries Across America)イニシアチブを開始し、公共図書館が提供している成人向けリテラシー支援プログラムに対してより効果的な戦略の立案及び実施のための援助を行なっている⁽⁷⁾。また、これらリテラシー・プログラムの成果検証のため、WFと米国教育省の教育研究・改善局(Office of Educational Research and Improvement)から資金を受け、2000年から2003年の4年間に渡り、MDRC(Manpower Demonstration Research Corporation)とハーバード大学の全米成人学習・リテラシー研究センター(National Center for the Study of Adult Learning and Literacy)は、オークランド公共図書館やニューヨーク公共図書館等5図書館における9つの成人向けリテラシー支援プログラムに関する戦略の立案・実施及びその効果等を調査している。以下、2005年の最終調査報告から、先進的とされる公共図書館における成人向けリテラシー支援プログラムの現状を見ていく⁽⁸⁾。

LILAAプログラムの生徒達は、多様な集団から構成されていた。例えば、生徒の60%は女性であったが、黒人、ヒスパニック系、アジア系等と人種構成そしてその年齢構成も多様であった。その一方で、自分自身の低いリテラシー技能を向上させたいという希望は共通していた。全体的に、生徒達のリテラシーのレベルは低かった。

生徒達がプログラムに参加した期間は、リテラシー・レベルを向上させるのに必要な時間に達していなかった。例えば、プログラムの3分の2の生徒が、6か月以内にプログラムから脱落していた。また、生徒達はリテラシーに関わる活動に平均58時間を費やしていたが、リテラシーのグレードレベルを1つ向上させるには100時間から150時間必要であることから学習時間が十分でないことがわかる。LILAAイニシアチブが開始されてからも、生徒の授業への参加期間は依然として低い水準で、生徒の参加パターンに実質的な変化はなかった。また、LILAAプログラムは、生徒のプログラムへの参加期間の長さなどの類似した問題に直面してはいるが、プログラムにおける問題の深刻さはそれぞれの地域事情を反映しており、多様であった。

プログラム参加者の成績に関しては、標準テストの評価において、若干の改善が見られた。

生徒が学習を継続していく上での課題に関しては、生徒達は、リテラシー学習を妨げる多様な障害に直面